

<p style="text-align: center;">社団医療法人モデル定款</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p style="text-align: center;">医療法人 会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人 会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を 県 郡(市) 町(村) 番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を 経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(2) 診療所 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(3) 園 県 郡(市) 町(村)</p>	<p>・病院又は診療所を 1 つだけ開設する場合は、医療法人 病院、医療法人 医院としても差し支えない。</p> <p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 18 条において同じ。）</p> <p>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p>

第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。
看護師養成所の経営

第3章 社員

第6条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- 1 除名
- 2 死亡
- 3 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第4章 資産及び会計

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1)・・・

・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・第3章の章名を「社員及び出資」とし、出資の口数及び出資1口の金額について「本社の出資は、これを 口に分ち、出資1口の金額は、金 千円とする。」旨規定しても差し支えない。

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・出資持分の定めのない会社については、本条は設けない。
・出資額に「応じて」払い戻すことは医療法人の任意によるものであること。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。なお、

(2)・・・

(3)・・・

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第 11 条 本団体の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第 13 条 本団体の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第 14 条 本団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 15 条 本団体の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを 県知事（ 厚生局長 ）に届け出なければならない。

第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 5 章 役員

第 17 条 本団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 名以上 名以内

本条は必ずしも設けなくてもよい。

・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決も経ることとすることが望ましい。（以下、第 13 条及び第 16 条において同じ。）

・任意に 1 年間で定めても差し支えない。（法第 53 条参照）

・2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・原則として、理事は 3 名以上置かなければならな

うち理事長 1 名
常務理事 名
(2) 監事 名

2 理事及び監事は、社員総会において本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第 18 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によつて定める。

2 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、 県知事（ 厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

第 19 条 理事長のみが本社を代表する。

2 理事長は本社の業務を総理する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 理事は、本社の常務を処理する。

い。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は 1 名又は 2 名でも差し支えない。（法第 46 条の 2 参照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合は、社員は 3 名以上置くことが必要である。
・常務理事は必ずしも置かなくてもよい。

・法第 47 条参照。
・2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可とする。（以下、第 32 条において同じ。）

・複数の常務理事を置く場合は、「理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、常務理事がその職務を行う。」とする。
・常務理事を置かない場合は「理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。」とする。

- 5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。
- 6 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。

第 20 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 6 章 会議

第 21 条 会議は、社員総会及び理事会の 2 つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第 22 条 定時総会は、毎年 2 回、 月及び 月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。

・定時総会は、場合によっては年 1 回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回開催することが望ましい。

第 23 条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 その会議を構成する社員又は理事の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

第 24 条 社員総会は、社員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第 25 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

・第 3 号及び第 6 号は必ずしも入れなくてもよい。

- 1 定款の変更
- 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 4 収支予算及び決算の決定
- 5 剰余金又は損失金の処理
- 6 借入金額の最高限度の決定
- 7 社員の入社及び除名

- 8 本社の解散
- 9 他の医療法人との合併契約の締結
- 10 その他重要な事項

第 26 条 社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。

第 27 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

- 2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 28 条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第 29 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

- 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 30 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 31 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

- 2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第7章 定款の変更及び解散

第 32 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、県知事(厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

第 33 条 本会社が解散したときは、理事がその清算人と

なる。ただし、社員総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

- ・出資持分の定めのない社団については「社員総会の議決により処分する。」とする。その場合、その処分については、できるだけ、都道府県知事の認可を要するものとするのが望ましい。
- ・なお、出資持分の定めのある社団についても、解散した際の残余財産の帰属先については、総会の議決による処分とすること（その場合、その処分については、できるだけ、都道府県知事の認可を要するものとするのが望ましい。）を含め任意であること。

第 8 章 雑則

第 35 条 本団の公告は、新聞（官報）によって行う。

第 36 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長
常務理事
同
理 事
同
同
同
監 事
同

- ・法第 44 条第 3 項参照。

